

○総務省令第九十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十三条第一項、第百五条及び第百四十九条第四項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十二条第一項、第百九条の四第二項第二号ロ及び第五項、第百九条の七第二項及び第四項（これらの規定を同令第百九条の人において準用する場合を含む。）、第百十條の二第二項及び第四項（これらの規定を同令第百十條の三及び第百二十五條の三において準用する場合を含む。）並びに第百十條の四第二項の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月三十日

総務大臣 山本 早苗

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条の五第一項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第十九条第六項中「全部の区域」の下に「（参議院合同選挙区選挙にあつては、当該選挙区の区域内の都道

府県のうちいずれか一の都道府県の全部の区域」を加える。

第二十一条中「第六十九条第二項後段」を「第六十九条第三項後段」に改める。

別記第十四号様式その一中「選挙長」の下に「・選挙分会長」を加える。

別記第二十七号様式その四備考3を同様式その四備考4とし、同様式その四備考2の次に次のように加える。

3 参議院合同選挙区選挙の選挙分会録は、この様式に準じて選挙分会長が調製するものとする。

別記第二十七号様式その九備考5を削り、同様式その九備考6を同様式その九備考5とする。

別記第二十八号様式中「都道府県（何郡（市）町（村）」を「何」に改める。

別記第二十八号様式の六その一備考6及び同様式その三備考6中「参議院比内代表選挙議員の選挙」の次に

「又は参議院合同選挙区選挙」を加える。

別記第二十八号様式の七備考4(1)ロ及び別記第二十八号様式の八備考4(1)ロ中「選挙区画」を「選挙区

区域」に改める。

別記第二十八号様式の九その二備考4(1)中「選挙」の次に「又は参議院合同選挙区選挙」を加え、同様式そ

の三備考4(1)中「5」を「5（参議院合同選挙区選挙にあつては10）」に改める。

附 則

- 1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十号）の施行の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。